

蜜蜂を飼育する方へ

改正養蜂振興法が25年1月1日から施行されます！

蜜蜂の飼育者(趣味の飼育者も含む)は、毎年、1月中に裏面の飼育届を、住所地を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局に提出してください。

ただし、県外で蜜蜂の飼育を行っておらず、
以下のいずれかに該当する方は、届出不要です！！



① 花粉交配用に使用する時期だけ蜜蜂を飼育される方

花粉交配に必要な群数の蜜蜂を、数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。

② 趣味の飼育者(蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方)で、自然巣洞又は重箱式巣箱で蜜蜂を飼育されている方

・自然巣洞の例



・重箱式巣箱の例



・飼育届に関する詳細は、県窓口へお問い合わせください。
・なお、腐蛆病など蜂群に異常があれば、家畜保健衛生所に相談してください。



問い合わせ先	内容	電話
北諸県農林振興局農畜産課	飼育届に関すること	0986-23-4509
都城家畜保健衛生所	蜂の疾病に関すること	0986-62-5151